

「旅々やまぐち割プラス」 登録宿泊施設に関する概要

1. 「旅々やまぐち割プラス」の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ県内の観光関連産業の維持及び持続的な需要回復を図るため、全国からの旅行需要及び旅行消費を喚起する山口県における全国旅行支援「旅々やまぐち割プラス」を実施いたします。

※ 新型コロナウイルスの感染状況（緊急事態措置やまん延防止等）により事業を一時停止する場合があります。

(2) 実施主体

一般社団法人山口県観光連盟

(3) 概要

コロナ禍で落ち込んだ観光需要を喚起するため、本県への宿泊・旅行商品の販売補助を実施するとともに、旅行者に対して地域限定クーポンを発行します。

○補助額（1人1泊あたり）

販売補助率	補助上限額		地域限定クーポン
	宿泊を伴う旅行		
旅行代金の 40%	交通付き	交通無し	平日 3,000円 休日 1,000円
	8,000円	5,000円	

※ 詳細につきましては、公式ホームページ掲載のマニュアルをご参照ください。
なお、マニュアルは随時更新します。

■宿泊補助額

① 補助率 最大40%

ただし、次の上限を超える場合は、上限額までの補助となります。
《上限額》

(1) 宿泊を伴う旅行商品（交通付き）

1人1泊あたり8,000円

(2) 宿泊（交通無し）の旅行商品及び宿泊商品

1人1泊あたり5,000円

※いずれも1円未満切り捨て

※旅行代金1人1泊あたり平日は税込5,000円未満、
休日は税込2,000円未満の場合、補助の対象外です。

※大人・子ども同額です。

※子供料金や未就学児等も1人として計算することも可能です。

※事前の旅行代金に宿泊施設使用料が含まれる場合のみ、補助の

対象です。ただし現地で追加した上記未就学児の食事代は補助の対象外です。

② 対象者 日本国内に居住する旅行者

※（以下、「補助適用者」という）は「宿泊補助利用申込書兼クーポン誓約書」を記入し、提出する必要があります。

※併せてチェックイン時に宿泊施設で、補助適用者全員分の氏名および住所が確認できる公的身分証明書の確認が必要です。

- ③ 登録事業者等 参加登録する旅行業者（OTA 含む）及び旅行業者代理業者（以下、「登録旅行会社」という）。
又は山口県内の宿泊施設（以下「登録宿泊施設」という）。
- ④ 対象旅行 登録旅行会社が販売する主に山口県内にて実施される以下の旅行
又は登録宿泊施設が販売する宿泊。
※申込方法は、登録旅行会社・登録宿泊施設での直接予約が対象です。支払方法は、登録旅行会社での事前決済及び登録宿泊施設での事前決済又は現地決済のいずれも対象です。
- 目的地が山口県内の「登録宿泊施設」への宿泊旅行
<対象旅行形態>
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集型企画旅行 ・ 受注型企画旅行(一般団体・教育団体) ・ 手配旅行 |
|---|
- ※宿泊補助を受けた適用者に対し、「旅々やまぐち割プラスクーポン」を配布します。(クーポンの概要は、後述します。)
- ⑤ 対象期間 ○ 宿泊を伴う旅行
令和4年10月11日(火)～令和4年12月27日(火)宿泊分
(12月28日チェックアウト)まで。
※対象期間内でも予算に達し次第終了とします。
- ⑥ 利用制限等 ○ 旅行期間によらず7泊分までとします。
(連泊か否かを問わず1旅行につき7泊まで)
○ 複数回利用可能です。(1人あたりの利用制限はありません。)
○ その他割引と併用可能です。
※ただし各種割引適用後に本補助を適用します。
○ キャンセル料の支払いは補助対象外です。
○ 公費を利用した出張(公務員の出張・引率教員)は対象外です。

■旅々やまぐち割プラスクーポン

- ① 配布額面 1人1泊あたり
平日 3,000円分 (1枚あたり券面額 1,000円クーポン×3枚)。
休日 1,000円分 (1枚あたり券面額 1,000円クーポン×1枚)。
※大人・子ども一律です。
※ただし、旅行代金1人1泊あたり平日は税込5,000円未満、休日は税込2,000円未満の場合、配布の対象外です。
※旅行代金の発生しない未就学児等も補助対象人数にカウントした場合はクーポン配布対象です。
- ② 対象者 宿泊補助を受けた補助適用者。
※補助適用者は、「クーポン誓約書」を記入し、提出する必要があります。

- ③ 利用可能場所 山口県内の「旅々やまぐち割プラスクーポン登録店」として登録する店舗。
※土産物店や飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等を含みます。
- ④ 対象期間 宿泊旅行補助に準じます。
令和4年10月11日(火)～令和4年12月27日(火)
(12月28日チェックアウト)まで。
- ⑤ 配布方法 登録宿泊施設にてチェックイン時に配布します。
※補助適用者全員が、氏名および住所を確認できる公的身分証明書を確認後、配布します。
- ⑥ 有効期間 チェックイン日からチェックアウト日まで使用可能です。
※期間内に使用しなかったものは権利放棄扱いとなります。
- ⑦ 使用制限等
- 1人あたりの使用制限はありません。
 - その他割引と併用可能です。
※ただし各種割引適用後に本クーポンを適用します。
 - クーポンに、発行箇所名（登録宿泊施設名）や有効期間の記載がないものは、使用できません。
 - 現金との引換えや釣銭の支払いはできません。
 - 使用済みのクーポンは再度使用することはできません。
 - クーポンの払戻しや交換、再発行はできません。
 - クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受します。
 - 本クーポンを使用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品の際は、クーポンを返却します。
 - ※ （返金はしません。）
 - 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。
 - クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、山口県観光連盟及び事務局は責を負いません。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合があります。

■県内の新型コロナウイルスの感染状況（緊急事態措置やまん延防止等）により知事が判断し、「旅々やまぐち割プラス」を一時停止した場合の取扱い

- 事業一時停止の翌日から起算して7日間は周知期間（猶予期間）とし、既にご予約済みの旅行に関しては補助等の対象となります。
- 事業一時停止の翌日から起算して8日目以降のご予約済みの旅行に関しては補助等の対象外となります。
その場合、補助予定額の差額をお客様にご負担いただきます。
- 事業一時停止となった翌日以降の新規ご予約に関しては補助等の対象外となります。
- 旅々やまぐち割プラスクーポンは発行施設に返還いただきます。
- 事業休止に伴うキャンセル料等に対して、山口県観光連盟及び事務局からの補填はありません。
- トラブル防止の為、上記の件をお客様に事前に説明し、了承をいただいでください。

2. 登録宿泊施設

(1) 条件

以下のすべてを満たす宿泊施設であること。

- ① 「旅館業法」（昭和23年法律第138号）第3条の規定による許可など、事業を行うために必要な許可を得ている宿泊施設であること。
- ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定される施設ではないこと。
- ③ 「山口県暴力団排除条例」（平成22年山口県条例第37号）を遵守すること。
- ④ 宿泊日当日のチェックイン時に、観光庁による「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に基づく本人確認と、予防接種済証等（ワクチン接種歴）または検査結果通知書（PCR検査等・抗原定性検査）の確認を行うこと。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、業種別ガイドラインを遵守しながら、対策を講じること。
- ⑥ 旅々やまぐち割プラス対象の宿泊旅行を利用するすべての補助適用者に対して、チェックイン時に必ず全員が日本に居住していることの確認を行い、誓約書の記入を徹底すること。
- ⑦ 山口県観光連盟が預託するクーポンに有効期間を記載し、一人1泊あたり平日3,000円分/休日1,000円分（1,000円クーポン×必要枚数、大人・子ども一律）を配布すること。また配布にあたっては、補助適用者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布の上、適切に管理すること。
- ⑧ 万一、旅行のキャンセルや日数の短縮等でクーポンの配布枚数が減少する場合は、宿泊施設の責任において速やかにクーポンを回収すること。
- ⑨ 登録旅行会社が本事業に関する実績提供を求める場合は、それに応じること。
- ⑩ 「クーポン発行実績報告書」を作成し、月2回（毎月10日、25日）、精算書類とあわせて送付すること。※発行分は必ず所定の締切日までに送付、報告すること。（報告先は3.参加申請方法を参照）
- ⑪ 登録旅行会社及び予約においては、上記「クーポン発行実績報告書」とともに「クーポン誓約書」を提出すること。

- ⑫ 直接予約においては、精算申請（実績報告）時、販売実績がわかる書類を提出すること。
（宿泊明細書のコピーなど、宿泊代金及び宿泊施設使用料等の内訳がわかるもの）
- ⑬ 旅々やまぐち割プラス公式ホームページ上に宿泊施設名、所在地等の公開に同意すること。
- ⑭ クーポン配布枚数設定のため、参加申請書に施設客室数・最大宿泊受入人数の記載をすること。また、宿泊施設使用料、追加寝具代についても記載をすること。
- ⑮ 山口県観光連盟が必要と判断した場合に、参加申請書に記載した情報について山口県の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
- ⑯ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。

※ 上記内容に反する場合、登録を取消すことがあります。また、万一虚偽の報告等の悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。

【クーポン受託後の取扱い手順】

- ① 事務局よりクーポンが預託される
 - ② 登録旅行会社又は宿泊施設での直接予約の補助適用者を確認する
 - ③ 補助適用者のチェックイン時に、全員分の公的身分証明書で本人確認を行う
 - ④ 予防接種済証等または検査結果通知書が陰性であることの証明を確認する
 - ⑤ 「クーポン誓約書（両面）」に署名をいただく ※様式 2-1 又は 2-2
 - ⑥ 補助適用者にクーポンを発行、お渡しする（登録宿泊施設名、有効期間を記載する）
 - ⑦ クーポン発行後は、「クーポン発行実績報告書」に記録、在庫確認する
 - ⑧ 「クーポン発行実績報告書」と「クーポン誓約書（両面）」を事務局に送付する
（月 2 回送付。**（毎月 10 日、25 日）** 送料は事務局が負担します。）
- ※事業終了後、残りのクーポンは「クーポン最終報告書」と一緒に返送いただきます。

(2) 留意事項

- ① 宿泊旅行の対象期間は、令和 4 年 10 月 11 日(火)～令和 4 年 12 月 27 日 (火)
(12 月 28 日チェックアウト) までです。
- ② 事業予算枠の上限に達した場合は、旅々やまぐち割プラス対象期間中であっても補助の適用は終了となります。
- ③ クーポンの有効期間は、チェックイン日からチェックアウト日までです。期間内に利用しなかったものは権利放棄扱いとなります。
- ④ クーポンの配布時には、登録宿泊施設名と有効期間をクーポンに記載してください。
- ⑤ 旅行のキャンセルや日数の短縮があった場合で、クーポンの配布枚数が減少する場合は、登録宿泊施設の責任において、必ず補助適用者からクーポンの返還を求めてください。
- ⑥ クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、山口県観光連盟及び事務局は責を負いません。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、登録事業者等へ損害賠償責任が発生する場合があります。
- ⑦ 本事業に係る証拠書類等は、国及び県の監査対象となる可能性があることから、事業終了から 5 年間（2027 年 12 月 27 日まで・事業終了日に準ずる）各登録宿泊施設 で保管してください。
- ⑧ 本事業を推進する際に不明な点や、判断に迷うことがある際には、事前に事務局に相談してください。
- ⑨ 精算申請・換金申請は、登録宿泊施設及びクーポン登録店舗に限り行うことができ、それ以外の個人・団体からの精算申請・換金申請には応じません。

- ⑩ 山口県内の感染状況等を踏まえて事業の一時停止を知事が判断した場合、山口県の当該区域から出発する旅行については、原則として、引き続き補助金等事業の対象とすることとします。

但し、当該都道府県の区域が緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域と公示された場合、全事業を一時停止します。加えて、都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、当該都道府県の全部又は一部の居住者による旅行について、目的地の都道府県において、補助金等事業の対象から除外します。

事業が一時停止となった場合、全ての旅行（一時停止となった翌日から起算して8日目以降のご予約済みの旅行予約及び既に申込・精算済の旅行）に対して、旅々やまぐち割プラスは適用外となります。

また、山口県観光連盟（及び事務局）からのキャンセル料等の補填はありません。その場合は、直ちにクーポンの利用を停止します。

注：各対象都道府県の感染状況により、支援対象開始となる範囲や時期が異なります。
詳しくは事務局からのお知らせ・公式ホームページをご確認ください。

【補助適用と精算申請時の流れおよび必要書類】

※各種報告、精算申請は前月分を翌月の報告締切日までに必ず報告してください。

※精算申請は指定送付状を使用し旅々やまぐち割プラス事務局へ提出してください。
(指定送付状は事前に配布します。送料は事務局が負担します。)

■チェックイン時必要書類■

※下記の書類は宿泊補助適用者の本人確認を行った後、記入いただき受領してください。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 直接予約 | ・・・様式 2-2 (直接予約用) 宿泊補助利用申込書
兼クーポン誓約書〈両面〉 |
| (2) 登録旅行会社から予約 | ・・・様式 2-1 (旅行会社等予約用) クーポン誓約書
〈両面〉 |

■精算申請時必要書類■

○直接予約

- | | |
|--|---|
| (1) (直接予約用) 宿泊補助利用申込書兼クーポン誓約書 | 様式 2-2 |
| (2) (直接予約用) 宿泊補助利用実績報告書 (兼クーポン発行実績報告書) | 様式 3-3 |
| (3) 旅行実施証拠書類 | (宿泊明細書のコピーなど、宿泊代金及び施設使用料の助成申込があった場合は施設使用料の内訳がわかるもの) |

○登録旅行会社から予約

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) (旅行会社等予約用) クーポン誓約書 | 様式 2-1 |
| (2) (旅行会社等予約用) クーポン発行実績報告書 | 様式 3-2 |

- ⑪ 精算申請は**事務局で取りまとめ**、不備がない場合は申請に応じた金額を、事務局到着日から1ヶ月程度で指定口座に振込みます。

※報告に不備等があり、内容確認・修正に時間を要する場合は、振込が遅れる場合があります。

※振込日が土日祝日にあたる場合は、その前平日に前倒しして振込みます。

※振込手数料は事務局が負担します。

※報告分は必ずマニュアル掲載の所定の締切日までに報告してください。

(10日締切) 前月15日～月末宿泊分、(25日締切) 前月1～14日宿泊分

- ⑫ 精算申請は**期限(2023年1月10日(火)までに行ってください。**

期限経過後は一切受付できませんので十分にご注意ください。

	提出時期(必着)	提出方法
登録宿泊施設	<u>月2回(毎月10日・25日)</u>	<u>送付</u>

クーポンを発行された宿泊がない場合も、クーポン発行がない旨を記入の上、同様に「クーポン発行実績報告書」を提出してください。

※前月発行分は必ず翌月までに報告してください。

※詳細はマニュアルをご参照ください。

※精算書類一式(補助利用実績・補助申込書・誓約書等)については、月2回(毎月10日、25日)一緒に提出(送付)してください。

<提出先>

◎旅々やまぐち割プラス事務局

※送付書類は指定送付状を使用し、提出してください。

(指定送付状は事前に配布します。送料は事務局が負担します。)

3. 参加申請方法

本事業への参加(登録宿泊施設への登録)を希望される宿泊施設様は、以下の書類をメール添付または郵送にて提出してください。

確認書受理後の結果は審査完了後メール又はFAXで通知します。

<提出書類>

- (1) 「旅々やまぐち割プラス」登録宿泊施設参加申請書
- (2) 旅館業営業許可証の写し
- (3) 口座番号を確認できる書類
(通帳の表紙と通帳を開いた最初のページのコピー)

申請書提出先

〒753-0021

山口県山口市小郡黄金町2-21 スクエアビル6階

旅々やまぐち割プラス事務局 宛

登録宿泊施設お問合せ先

旅々やまぐち割プラス事務局（宿泊直販チーム）

FAX：083-973-3371

E-mail：y_tabitabiplus_002@35.tripwari.jp

※電話でのお問合せ対応は行っておりません。FAX 又はメールでお問合せください。

4. 今後のスケジュール

- ・ 宿泊施設からの参加申請書到着
- ・ 書類審査
- ・ 登録宿泊施設としての登録
- ・ 決定通知

(所要日数)

7～10 営業日

- ・ 必要書類（利用申込書・実績報告書等）
旅々やまぐち割プラスクーポン 発送
- ・ 送り状等一式の送付準備及び発送作業
- ・ 公式ホームページ登録作業～公開
- ・ 登録宿泊施設での補助開始

5～7 営業日